

# 令和3年度事業計画

## 第1 事業計画の概要

本会は労働安全衛生法第87条に基づき、会員の専門技術の向上と全国事業場の安全及び衛生の水準向上を目的として、昭和58年4月(1983年)に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(以下、「労働安全衛生コンサルタント」という。)を会員とする社団法人として設立された。

その後、政府の公益法人改革により平成24年4月(2012年)から、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルト会として新たな出発をし、平成30年4月1日(2018年)からは支部設置規程の制定により全国団体として、本部・支部が一体となった活動を実施している。

一方、最新の労働災害発生の現状を見ると令和2年(2020年)の厚生労働省発表の労働災害の速報値(2021年3月8日現在)では、死亡災害は前年比1.8%減で、これは「第13次労働災害防止計画」(以下13次防という)の目標において、5年間で死亡災害15%減少のペースを維持している(13次防の基準年である2017年からは16.1%の減少)ものの、一部の業種(農業、畜産、水産業)では増加している。また、休業4日以上(以下4日以上)の死傷災害は13次防の災害件数基準である2017年(平成29年)と比較して7.7%の増加をし、第三次産業をはじめとしていくつかの業種で増加している。このように、計画の目標である期間中に5%以上の減少においては予断を許さない状況になっている。

13次防の目標を達成するためには、これまで以上の努力が必要となり、本会としても目標達成に向けて更なる労働災害防止施策に協力を行うこととする。

休業4日以上(以下4日以上)の死傷者数のうち、60歳以上の死傷者数の占める割合が増加傾向にあることから、本会及び会員は2020年(令和2年)に公表された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に沿った活動の周知に引き続き重点をおいていくとともに国の施策であるエイジフレンドリー補助金の対応も適切に実施してゆくことにする。

上記観点から2021年度の当会の事業は次の7つの重点事項を念頭に置いた事業計画とした。

- (1) 基本的に、2018年度を初年度とする第13次防の4年目であることからこれまでの実績を踏まえた確かな研修内容の実施等目標達成に向けて積極的な事業展開を行う。
- (2) 13次防の重点である高年齢労働者の安全衛生確保等は「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン」に沿った活動を行う。

- (3) 本部・支部が一体となって広報活動に努め、事業者をはじめ広く国民に当会を知っていただく努力を行い、合わせて若年層(40～50歳代)のコンサルタント試験の受験を勧奨する。
- (4) 厚生労働省の委託事業、補助金実施事業及び地方自治体等の委託事業について、本部・支部がそれぞれ機会をとらえて受託に努め的確に事業を行う。
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステムの周知及び活用を図った対応を行う。
- (6) 法令・ガイドライン等の改正に対し迅速な情報提供と必要な研修を行う。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じて、上記事業等の予定の変更、感染予防措置の徹底、WEBの活用等、を的確に実施し会員サービスの向上とのバランスを考慮した対応を図る。

具体的には次の事業等を積極的に推進し、本会の目的の達成及び経営の安定化を図る。

1. 研修事業
2. 調査研究事業
3. 受託事業等
4. 本部・支部の連携事業
5. その他の事業

## 第2 事業計画の内容

### 1. 研修事業

13次防の目標達成に寄与するテーマ選定とテーマ毎に適切な講師を選任し、効果的な研修会・講習会を実施する。また、労働安全・労働衛生コンサルタント有資格者の増加に資する講習会の実施にも努めることとし、以下に示す研修会・講習会を予定する。

- (1) 労働安全研修会
- (2) 労働衛生研修会
- (3) リスクアセスメント研修会
- (4) 登録時研修会
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステム(担当者)研修会
- (6) 労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修会
- (7) 労働衛生工学基礎研修会
- (8) 労働安全コンサルタント受験準備講習会
- (9) 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
- (10) 労働衛生コンサルタント(保健衛生)口述試験準備のための労働衛生関係法令講習会
- (11) 労働衛生コンサルタント(保健衛生)口述試験準備講習会

- (12)労働安全コンサルタント(土木・建築)口述試験受験準備講習会
- (13)安全衛生推進者等養成講習
- (14)農作業安全アドバイザー養成研修
- (15)その他

上記の研修会・講習会は、従来方式に従い以下を基本として実施する。しかし、研修会等への参加チャンスを遠隔地のコンサルタントへも拡大することを狙い、昨年、新型コロナ対策として試行したIT技術を活用するWEBセミナー併用についても積極的に検討を進め、可能なものへの適用を図って行くこととする。

上記(1)から(4)までの研修会は、東京及び大阪の2箇所で開催する。(5)から(13)については東京で開催する。令和3年度の研修会開催日は、新型コロナで延期された東京オリンピック・パラリンピック開催を考慮して(7)から(9)までの研修会は1ヶ月前倒し、(1)から(3)は秋にずらして実施する。

上記(5)(6)については2018年度以来「日本独自のOSHMSの普及推進会議」の動向及び新型コロナ感染症拡大状況を踏まえ開催を見送っていたが、今年度についても状況をみつつ再開する。

(13)については、第三次産業や郵便業を対象にした講習会を実施する。

更に、上記(14)については、農林水産省では労働災害防止のノウハウを有するコンサルタントを活用して、農作業災害の減少を図っているが、そのための活動ができるアドバイザーを養成するためのものである。

## 2. 調査研究事業

### (1) 支部組織の充実活性化

各支部の運営を活性化させるためには、近隣支部との情報交換が大切であるため、令和3年度のブロック会議について、その内容を更に充実させつつ実施する。

ブロック会議で本部に対する意見・要望があれば、従来どおりその内容を精査したうえで、本部運営に反映させる。

また、支部長会議についても、受託事業等への取組みや支部決算書の記入方法、更に支部設置規程の運用等これらについて本部との意思疎通や各支部間の情報交換が必要との判断から今年度も開催を検討する。これら2つの会議の開催方法については、タイムリーな意見交換ができるような方法を検討する。

一方、13次防の6-(7)には業所管官庁との連携強化が打ち出されたことから、各支部が地元労働局としっかり連携することが重要である。各支部は信頼関係構築のもと主体的に、支部・ブロックの地域性を考慮した研修会を局・署の協力を仰ぎながら積極的に

開催する。また、この研修会の開催を本部は奨励する。

(2) 労働安全・労働衛生コンサルタント活動の促進

- ① 「第27回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用促進を図る。
- ② 労働安全衛生コンサルタントの活用のメリットを事業者に理解して頂き、かつ会員の安全衛生診断能力のレベル向上を図るため、引き続き優良安全衛生診断事例を会員から募集するが、近年応募数が少ないことから公募の方法について検討する。

(3) OSHMSへの対応

労働安全衛生マネジメントシステムについては、JISQ45001、JISQ45100の発行及び国のMS指針の改正に合わせ、2020年2月（令和2年2月）に評価員登録制度及び監査員登録制度を引き続き継続させたところである。これに関連させて、前年度新型コロナウイルス感染症の影響で延期された労働安全衛生マネジメントシステム評価員研修及びシステム監査員研修を実施する。これらの研修については、最も重要な科目である「演習」についてWEB活用の教育効果について検証を進めていく。

3. 受託事業等

(1) 厚生労働省委託事業の受託及び適正な実施

厚生労働省委託事業を通じた労働安全衛生への寄与の観点から積極的な受託に努めることとする。しかし、厚生労働省発注の委託事業については、入札価格のみで決定される一般競争入札又は企画提案と入札価格で決まる総合評価方式により行われ、非常に厳しい受注競争となっている。

その結果、受注できた事業についても厳しい事業費を効率的に活用し、新たな工夫で効果的な事業の展開を図らなければならない。

令和2年(2020年)度、厚生労働省の委託事業は、2件の受託ができたが3月中旬で既に受託した令和3年(2021年)度の1件についても、適正に実施する。

その他の事業についても、引き続き機会をとらえて受託に努める。

(2) 補助金事業の適切な実施

エイジフレンドリー補助金事業者として厚生労働省から前年度に引き続き採択された場合には、高年齢労働者が安心して働くことのできる職場環境の整備を促進し、もって労働災害の防止に資する同事業の補助者として適正な運用に努める。

(3) 行政、各種団体・民間企業からの受託等

- ① 事業場に対する安全衛生診断は労働安全衛生コンサルタントの本来の業務であり、その活動を推進するため、今年度も行政、各種団体・民間企業からの受託等を目指して、引き続きアプローチを続ける。また、平成27年(2015年)度より積極的に対応を行ってきた

た林業・農業分野での事業については、農林水産省、関係機関、関係団体と連携し、会員の業務拡大に繋がるよう努める。

② 地方自治体が実施する「受動喫煙防止対策事業」に関しては、各支部が地方自治体等と連携して信頼関係を構築しながら、その専門性を生かして事業を的確に遂行し、以ってコンサルタントの知名度アップに努める。

③ 労働災害防止団体等他団体が運営する事業又は国の委託事業を展開する中で当会の会員が協力できるものについては、本会としても積極的に協力体制を強化する。

#### (4) 支部独自の受託事業等

都道府県、各種団体、民間企業等から委託される労働安全衛生分野の各種事業に積極的に対応する。一方で、13次防にある各課題（例えば石綿の解体問題）に沿った企画書を支部が独自に作成し、都道府県、各種団体、民間企業等にアプローチして、業務の拡大に努める。

支部及び支部会員が独自に事業を展開する際は、本部から支部長あてに発信したコンプライアンス・プログラム関連規程類に沿って実施する。特に個人情報保護に関する誓約書や秘密保持誓約書については、これを正しく運用する。

#### (5) 知名度アップと業務獲得支援

事業者及び広く国民に本会及び会員の存在を知って貰うには、本部はもちろん各支部において、マスコミに取り上げられる優れた安全衛生活動が重要である。

会員数が多い労働衛生コンサルタントである医師が、一部の地域で昨今の新型コロナウイルス感染防止のため家庭でできる予防策をテレビで実演していたが、これなどはタイムリーな知名度アップの手法である。

支部会員が知恵を出し合って協力しながら新たな業務を獲得し、クライアントが再度依頼したくなる優れた報告・提案が出来るよう努力することが重要で、そのために本部も協力する。

更に、建災防、陸災防、港湾災防、林災防などの業種別労働災害防止団体が主催する全国大会参加者向けの資料にコンサルタントPR用パンフレット同封の協力を得て、周知広報に努める。

### 4. 本部・支部の連携事業等

#### (1) 新規会員の獲得

新規会員の獲得は本会の今後の運営上最も基本的で、かつ重要な課題である。

平成28年3月以来、コンサルタント試験合格者への本会の案内が送付されてきた。また、ホームページ等による入会案内を積極的に行った結果、一定の成果が見られている。

女性が活躍する社会の目指す一環として、会員の身近にいる安全衛生スタッフや医師・保健師等にコンサルタント受験を積極的に勧奨し、合格への支援を行う一方で、若年層(40代・50代)の増加に向けた取り組みが重要であることを鑑み、事業場の安全管理者、衛生管理者、作業環境測定士等にも受験を呼び掛けるとともに、各種の講習会・研修会の講師の機会を捉え受験を呼び掛けるよう、特に会員数の少ない支部は努力が必要である。

本部は、賛助会員の新規加入も目指していくほか、試験合格者への本会周知を継続して実施する。

## (2) 情報システムを用いた会員への情報伝達

情報システムのセキュリティ強化を図ると共に、令和3年度も会員専用ホームページを有効に活用し、会員への有用な情報提供に一層努める。業務用クラウドサービス提供に向けた検討を進め、会員情報を常に最新の状態で提供が可能とすることと、会員情報メンテナンス事務局担当者の負担軽減を目指していくこととする。

会員及び会員外への情報提供は次の基本的な考え方で実施する。

- ① ホームページの会員専用ページを中心に、より会員に役立つ情報について検討し分かりやすい表現で提供する。
- ② 行政情報をできる限りレスポンス良く、内容の解説付きでホームページに掲載することに一層努め、本会会員等であることにメリットが実感できるようにする。
- ③ 会員以外の者にも役立ち、労働安全衛生コンサルタント活動の理解を得られ、また、受験の契機になるよう情報提供を行う。

## (3) 本会の財務状況と改善策

引き続き受託事業の厳しい受注環境の中での事業推進が見込まれるため、収入増と支出の減に取り組み、堅固な財政基盤を維持していく。昨年度に事業継続緊急対策(テレワーク)助成金の活用によるパソコン等情報システムの構築を進めており、このシステム等を有効に使ったIT化により可能なものについてWEB会議形式の導入促進等一層のコスト削減を進めるとともに、無駄な支出を無くす。

## (4) 一般社団法人としての業務運営の推進

支部設置規程の円滑な運用により、本部・支部間が統一した認識の基に業務運営を推進していく。特に経理事務においては、一般社団法人(共益的活動を目的とする法人である非営利型法人)として適切な会計処理が求められているところであり、本部・支部共に迅速かつ適正な対応を心がける必要がある。そのためには、支部へ本部監査の実施等を行い、本部・支部との情報共有と適切な会計処理の周知を図る。

また、該当支部以外にも水平展開を図ることとし、一般社団法人としての役割を果たす。

## 5. その他の事業

### (1) 生涯研修制度の推進

会員の自己研鑽を目的とし、平成16年にスタートしたこの生涯研修制度は、会員の資質向上とその業務の進歩改善という本会の目的に合致したものであり、外部からの本会に対する要請及び評価の重要なポイントとなっている。

前年度からの新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う影響を鑑み、自己研修の継続教育(Continuing Professional Development 以下「CPD」という)のCPD時間による各種手続き期間の延長を行い、参加会員の初期の目的達成へ向けた取り組みを支援してゆく。制度発足後17年経過していることから、今後も引き続き生涯研修制度を円滑に推進するために、制度運営手続きの迅速化・簡略化への検討を進める。また支部統合時に生涯研修登録者の見直しにより、登録者数の大幅減少となり、最近の傾向としても生涯研修有効登録者数が毎年減少していることから、この研修制度参加の意義とメリット等についても検討を行うこととする。

### (2) 出版事業の展開

① 機関誌は、会員のコンサルタント活動の向上を支援するために必要な、法令改正になどの行政情報、安全衛生技術に関する情報、コンサルタント技術に関する情報などの幅広い情報を盛り込んだ機関誌を、引き続き年4回刊行する。

② 令和3年度(2021年)も確実な売り上げが見込める「試験問題集」を出版し、「試験合格への手引き」と合わせて、購入しやすい仕組みや案内によって販売を促進する。